

石川県地域ケア体制整備構想

平成 20 年 3 月
石 川 県

はじめに

本県において、人口の減少、高齢化の進展が現実となった今日、県民の5人に1人が65歳以上の高齢者となり、今後、さらに高齢化が進展し、介護や医療等に求められる役割は、一層増大すると予測されます。

また、国においては、高齢者の状態に合った適切な介護や医療等のサービスの提供や、医療費の適正化を図るため、平成23年度末には介護療養病床を廃止するなど、療養病床の再編成を進めています。

このような中、高齢者が今後も必要な介護や医療等のサービスが受けられるように、自宅などの住み慣れた地域で、自立した生活ができるよう支援する体制づくりを目指し、このたび、「石川県地域ケア体制整備構想」を策定しました。

本構想では、将来の介護サービスの需要見込み等を推計した上で、求められる地域ケア体制の将来像とそれを実現するための方向性を明らかにするとともに、療養病床転換推進計画を定め、現に入院している方々への適切な介護・医療等のサービスを確保しつつ、療養病床の介護施設などへの転換を着実に実施していくこととしています。

今後は、市町や関係団体と連携を図り、県民の皆様の一層のご理解とご協力を得ながら、高齢者の皆様が安心して生活できる社会となるよう、地域ケア体制の整備に全力で取り組んでまいります。

終わりに、本構想の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました関係各位に対し、厚く御礼申し上げます。

平成20年3月

石川県知事 谷本正憲

第1章 地域ケア体制整備構想の基本理念

- 1 構想策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 構想の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 地域ケア体制整備構想策定にあたっての関係計画との調和

- 1 医療計画、医療費適正化計画及び介護保険事業支援計画との関係・・・・・・・・ 2
- 2 圏域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 地域ケア体制の将来像

- 1 平成47年（2035年）に向けた10年ごとの高齢者の介護サービス等の
需要等の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 人口、高齢者数及び世帯構造別高齢者数の推計・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 介護保険の要支援・要介護認定者数の推計・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 介護保険の施設・居住系サービスの需要の見通し・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 介護サービス、見守りサービス等の望ましい将来像と実現に向けた取組みの方向性・・ 8
 - (1) 適切な介護サービスの基盤整備と質の充実・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 多様な住まいの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 高齢者の見守りや支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (4) 療養生活を支える在宅医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 平成23年度までの介護サービス等の必要量の見込み及びその確保方策

- 1 平成23年度までの介護サービス等の必要量の見込み・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 高齢者数及び要支援・要介護認定者数・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 介護保険における施設・居住系サービス及び在宅サービスの必要量の見込み・・・・・ 14
 - (3) 見守りを要する高齢者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 平成23年度までの介護サービス等の必要量を確保するための方策・・・・・・・・ 17
 - (1) サービス提供基盤の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 多様な住まいの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (3) 高齢者の見守りや支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (4) 在宅医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第5章 療養病床転換推進計画

1	転換推進計画の基本姿勢	23
2	療養病床等の配置状況	24
(1)	療養病床の配置状況	24
(2)	施設・居住系サービス等の配置状況	25
3	療養病床アンケート調査結果	26
(1)	平成18年10月の療養病床アンケート調査結果	26
(2)	平成19年8月の療養病床アンケート調査結果	30
4	療養病床が果たすべき役割及び転換を進めるにあたっての課題	33
(1)	療養病床が果たすべき役割	33
(2)	転換を進めるにあたっての課題	33
5	転換推進計画の内容	34
(1)	作成の趣旨	34
(2)	平成24年度末の医療療養病床の目標数	34
(3)	医療療養病床数の圏域別目標数	35
(4)	転換推進計画	36
(5)	療養病床の転換分を含めた施設・居住系サービスの必要量見込み	41
6	療養病床の転換への支援措置	44
(1)	県及び市町の役割	44
(2)	相談体制の確保	44
(3)	県及び市町の支援措置	45

参考資料

1	地域ケア体制整備構想策定のための体制	47
2	介護保険サービスの概要	50

第1章 地域ケア体制整備構想の基本理念

1 構想策定の趣旨

今後、高齢化のより一層の進展が見込まれることから、高齢者の介護や医療等のニーズに即した地域ケア体制の整備の方向性を明らかにするとともに、療養病床の再編成に伴い、行き場のない高齢者を生じさせないよう受け皿を整備するため、療養病床転換推進計画を含めた「石川県地域ケア体制整備構想」を策定するものです。

2 構想の基本理念

本県の65歳以上の高齢者人口は、平成17年には、24万6千人、高齢化率も20.9%となり、県人口の5人に1人が高齢者となりました。

今後も高齢者人口は、県人口が減少するなか、増加を続け、平成47年には31万2千人に増加し、高齢化率も32.8%となり、県人口の3人に1人が高齢者となることが見込まれるなど、高齢化の一層の進展が予想されます。

このような高齢化が進んだ社会を、高齢者が安心して生活できる社会とするためには、適切な介護サービスが提供されるとともに、必要な医療や福祉サービスが相互に連携し一体的に提供される体制を確立することが求められています。

一方、国においては、介護療養型医療施設（介護療養病床）が平成23年度末に廃止されるなど療養病床の再編成が行われることが決定しており、療養病床に入院されている医療の必要性が低いとされる患者が他の施設等で状態に即した適切なサービスを受けられる体制を整備する必要があります。

この地域ケア体制整備構想では、高齢化の進展と療養病床の再編成を踏まえ、24時間の安心を提供する「介護」、「見守りと住まい」、「在宅医療」など高齢者が必要な医療や介護等のサービスを受けながら、できる限り住み慣れた自宅や地域で個人としての尊厳を保ち、自立した生活ができるよう支援する地域ケアの体制づくりを目指します。

第2章 地域ケア体制整備構想策定にあたっての関係計画との調和

1 医療計画、医療費適正化計画及び介護保険事業支援計画との関係

高齢者の医療の確保に関する法律においては、医療費適正化計画が医療計画及び介護保険事業支援計画と調和が保たれたものでなければならないと規定されており、また、医療法においては医療計画が、介護保険法においては介護保険事業支援計画が、それぞれ関係する計画と調和が保たれたものでなければならないと規定されていることから、この構想は、これら諸計画との整合性を図って策定するものです。

ア 医療計画との関係

石川県医療計画に定める在宅医療体制の充実に関する事項との整合性を図ります。

イ 医療費適正化計画との関係

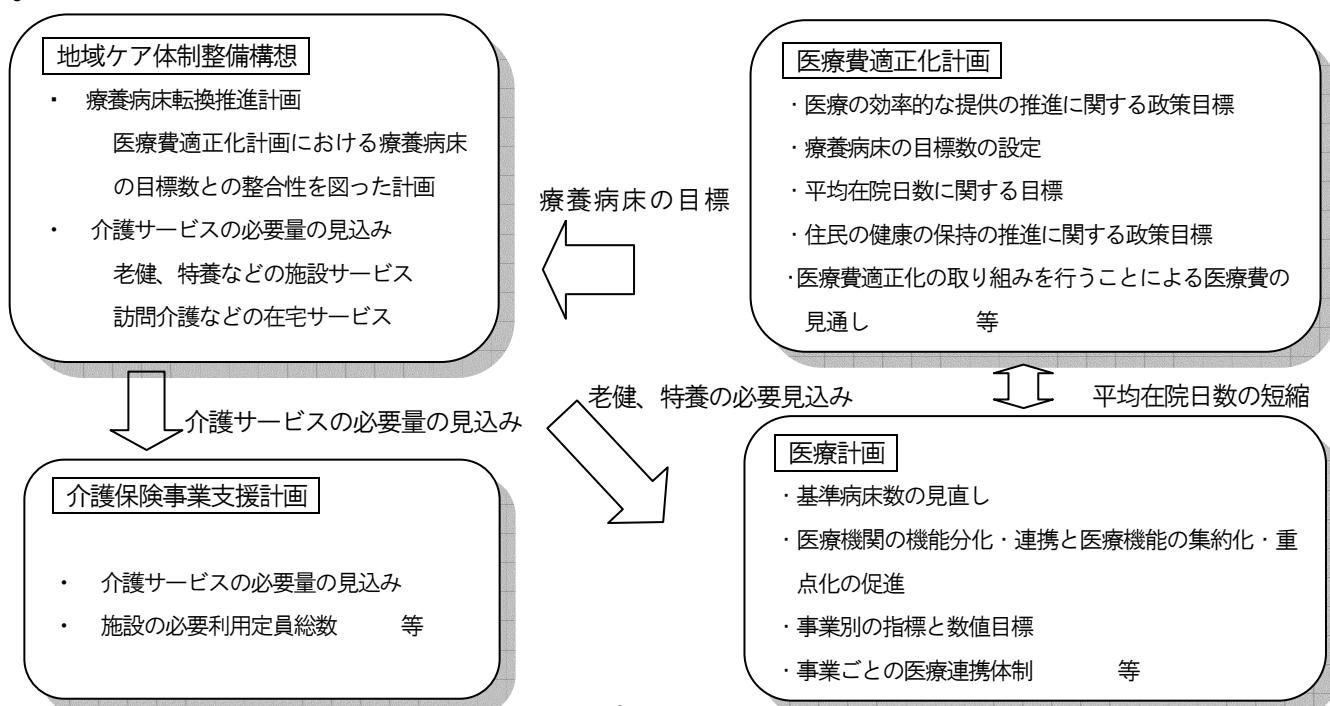
本構想における療養病床転換推進計画は、医療費適正化計画における療養病床の病床数に関する数値目標と整合性を図ります。

ウ 介護保険事業支援計画との関係

平成20年度までの介護サービスの必要量の見込みは、第3期介護保険事業支援計画（石川県長寿社会プラン）との整合性に配慮します。

また、平成21年度から平成23年度までの介護サービスの必要量の見込み及び療養病床転換推進計画は、市町との調整を踏まえ、「第4期介護保険事業支援計画における介護サービス量の見込み方等に関する基本的考え方」（厚生労働省通知）と整合性を図ります。

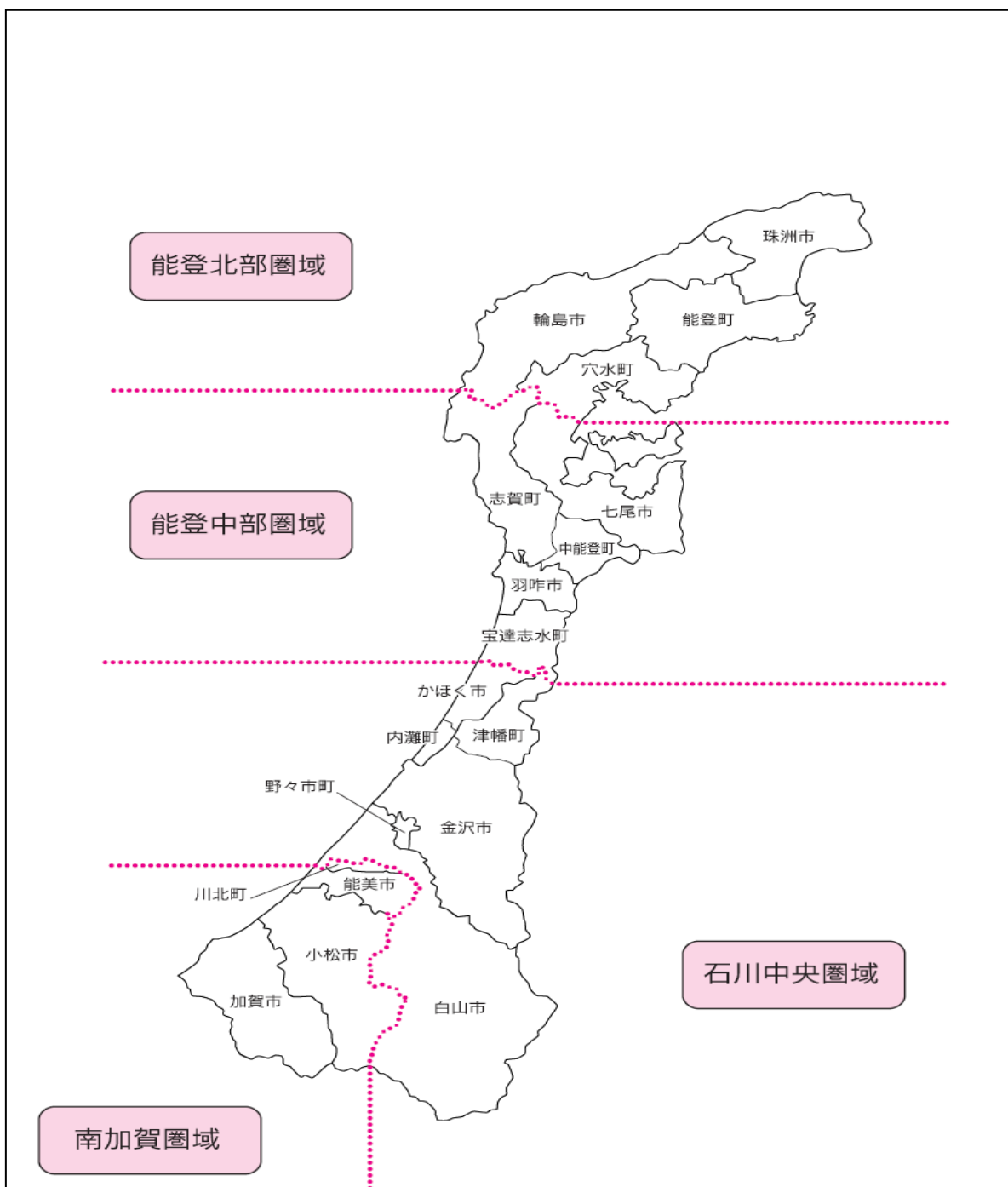
地域ケア体制整備構想と他計画との関係



2 圏域の設定

この構想における圏域は、第3期石川県介護保険事業支援計画（石川県長寿社会プラン）に定める高齢者保健福祉圏域に合致させることとし、次の4圏域とします。

圏域名	市町名
南加賀	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川中央	金沢市、かほく市、白山市、野々市町、津幡町、内灘町
能登中部	七尾市、羽咋市、宝達志水町、志賀町、中能登町
能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町



第3章 地域ケア体制の将来像

1 平成47年（2035年）に向けた10年ごとの高齢者の介護サービス等の需要等の見通し

※ 第3章及び第4章の推計数値については、厚生労働省が示した長期及び短期ワークシートに基づき算出したものです。

算出の基礎データについては、厚生労働省が示した推計方法に従い、平成17年の国勢調査結果や国立社会保障・人口問題研究所の「小地域簡易将来人口推計システム」、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別集計）」などを使用しています。

(1) 人口、高齢者数及び世帯構造別高齢者数の推計

① 人口、高齢者数

ア 人口

県の人口は、毎年減少し、平成17年の約117万4千人が、平成47年には約95万人と81%に減少することが見込まれます。

イ 高齢者人口

65歳以上の高齢者人口は、平成17年の約24万6千人が平成47年には約31万2千人になり、約6万6千人（27.0%）の増加が見込まれます。

ウ 後期高齢者人口

75歳以上の後期高齢者人口は、平成17年の約12万人が平成47年には約18万8千人になり、約6万8千人（55.8%）の増加が見込まれます。

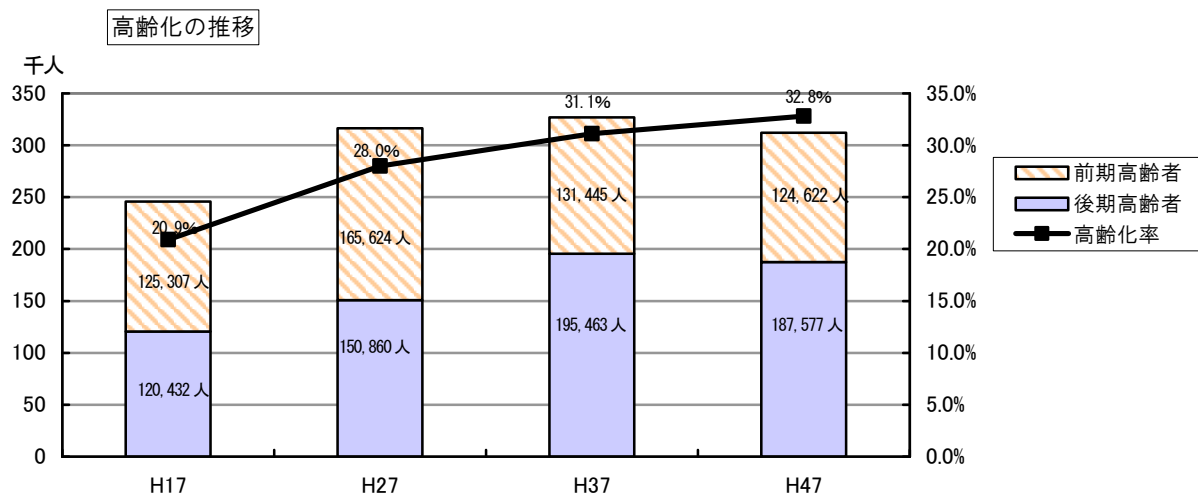
エ 高齢化率

高齢化率は人口が減少するなか徐々に高くなり、平成47年には、32.8%に達し、概ね3人に1人が65歳以上の高齢者になることが見込まれます。

（単位：人）

区 分	H17年 (2005)	H27年 (2015)	H37年 (2025)	H47年 (2035)	H47/H17 (%)
人 口	1,174,026	1,130,768	1,050,840	950,392	81.0%
高齢者数	245,739	316,484	326,908	312,199	127.0%
前期 (65～74歳)	125,307	165,624	131,445	124,622	99.5%
後期 (75歳以上)	120,432	150,860	195,463	187,577	155.8%
高齢化率	20.9%	28.0%	31.1%	32.8%	—

※ 平成17年国勢調査結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所の「小地域簡易将来人口推計システム」を使用して、県健康福祉部で推計



② 世帯構造別高齢者数

単独世帯に属する高齢者数は、平成17年の約2万9千人が平成47年には約5万人になり、約2万1千人（69.8%）の増加が見込まれます。

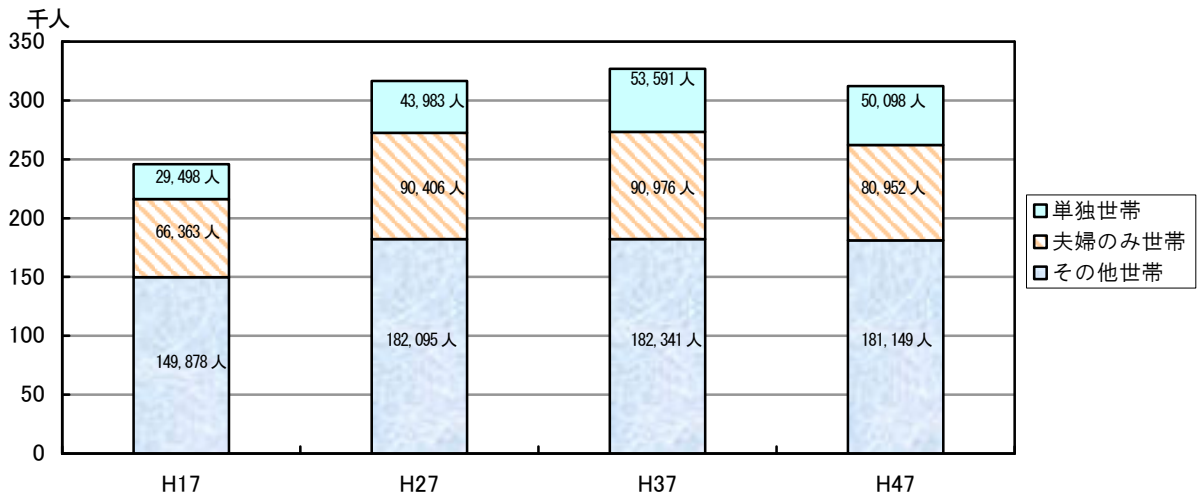
また、夫婦のみ世帯に属する高齢者数は、平成17年の約6万6千人が平成47年には約8万1千人になり、約1万5千人（22.0%）増加することが見込まれます。

(単位：人)

区分	H17年 (2005)	H27年 (2015)	H37年 (2025)	H47年 (2035)	H47/H17 (%)
高齢者数	245,739	316,484	326,908	312,199	127.0%
単独世帯	29,498	43,983	53,591	50,098	169.8%
夫婦のみ世帯	66,363	90,406	90,976	80,952	122.0%
その他世帯	149,878	182,095	182,341	181,149	120.9%

※ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計（都道府県別集計）—平成17年8月推計—」を使用して、県健康福祉部で推計

世帯構造別高齢者数



(2) 介護保険の要支援・要介護認定者数の推計

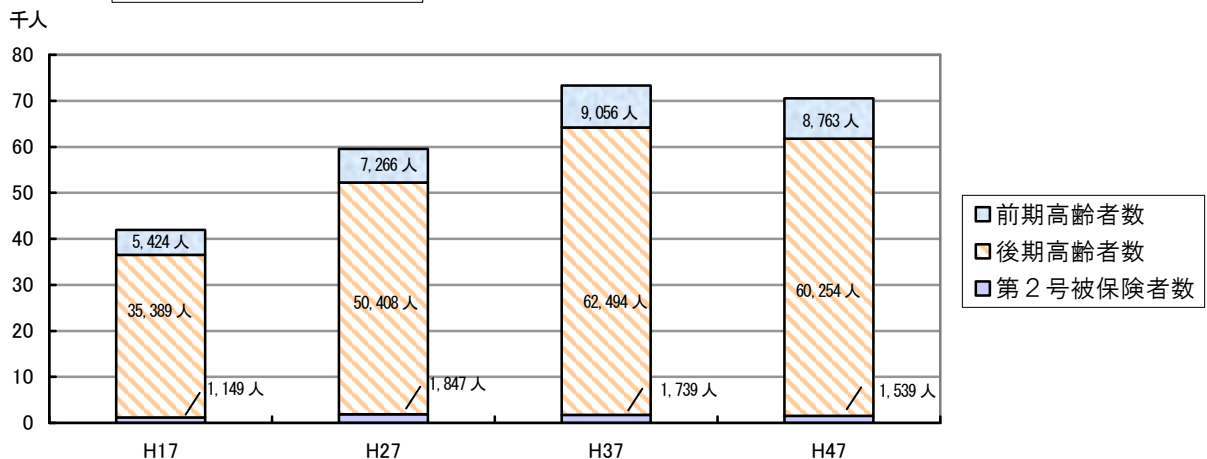
要支援・要介護認定者数は、平成17年の約4万2千人が平成47年には約7万1千人となり、約2万9千人（約68.1%）増加することが見込まれます。

(単位：人)

区 分	H17年 (2005)	H27年 (2015)	H37年 (2025)	H47年 (2035)	H47/H17 (%)
要支援・要介護認定者数 (a+b)	41,962	59,521	73,289	70,556	168.1%
前期高齢者 (65～74歳)	5,424	7,266	9,056	8,763	161.6%
後期高齢者 (75歳以上)	35,389	50,408	62,494	60,254	170.3%
小 計 (a)	40,813	57,674	71,550	69,017	169.1%
第2号被保険者 (40～64歳) (b)	1,149	1,847	1,739	1,539	133.9%
高 齢 者 数 (c)	245,739	316,484	326,908	312,199	127.0%
認定率 (発生率) (a/c)	16.6%	18.2%	21.9%	22.1%	—

※ 平成17年国勢調査結果をもとに、県健康福祉部で推計

要支援・要介護認定者数の推移



(3) 介護保険の施設・居住系サービスの需要の見通し

平成17年の施設・居住系サービスの利用者は、約1万2千人であり、この利用水準で推移した場合、平成47年には、約2万人と、約1.6倍の利用者に増加することが見込まれます。

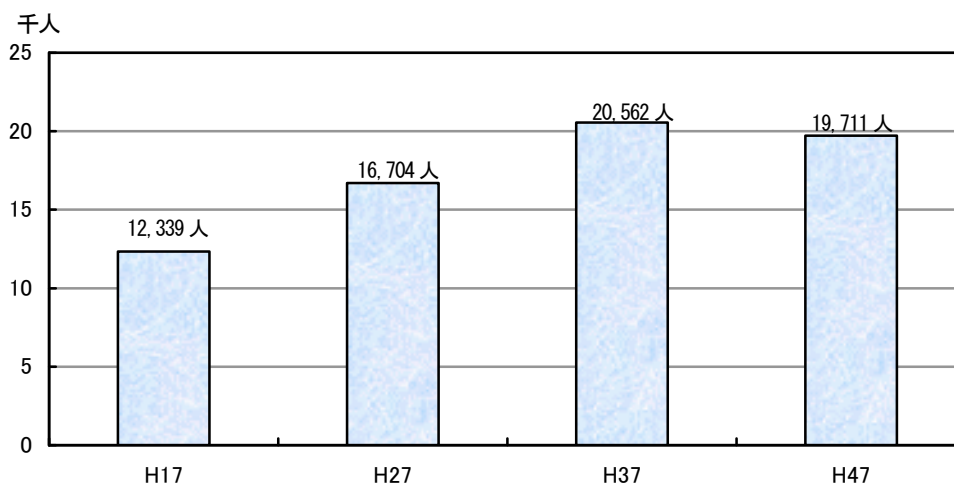
(単位：人/月)

区 分	H17年 (2005)	H27年 (2015)	H37年 (2025)	H47年 (2035)	H47/H17 (%)
施設・居住系サービス利用者数	12,339	16,704	20,562	19,711	159.7

※ H17年の要介護度別利用割合をもとに、県健康福祉部で推計

※ 要介護度別利用割合：要介護1=20%、要介護2=28%、要介護3=44%、要介護4=57%、要介護5=65%

施設・居住系サービス利用者数の推移



2 介護サービス、見守りサービス等の望ましい将来像と実現に向けた取組みの方向性

今後、人口は減少しつづける一方、高齢者人口は、平成47年頃には約6万6千人の増加が見込まれ、特に後期高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれています。

このような中、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすことができるケア体制を整備する必要があり、概ね30年後の望ましい将来像とその実現に向けた取組みの方向性を次のとおり示します。

(1) 適切な介護サービスの基盤整備と質の充実

〈将来像〉

高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活が継続できるよう訪問介護や地域密着型サービスなどの在宅サービスが充実しているとともに、在宅での生活が困難な方には、特別養護老人ホームやケアハウスなどの施設・居住系サービスが入所需要を踏まえ必要量整備されている。

〈取組みの方向性〉

① 地域密着型サービスなどの在宅サービスの基盤整備の推進

高齢者が住み慣れた自宅や地域において社会との関係をこれまでどおり維持しながら安心して暮らせるよう、また、家族などの介護者の負担軽減を図るため、訪問介護サービスや地域密着型サービスなどの在宅サービスの基盤整備を推進します。

② 入所需要に見合った施設・居住系サービスの整備の推進

施設・居住系サービスについては、できるだけ要介護の中・重度の方など在宅での介護が困難な方の利用に重点化するが、今後の更なる高齢化の進展により、一人暮らしや夫婦のみ世帯の高齢者など施設・居住系サービスを必要とする方の増加が見込まれることから、引き続き、入所需要に見合った計画的な整備を行います。

③ 介護職員等の研修などによる人材の育成と確保

介護は基本的に対人サービスであることから、サービスの質の向上を図るため、現場で処遇にあたる介護職員等の研修を実施するとともに、県福祉人材センターの求人・求職の斡旋事業の充実等により、人材の育成と確保を図ります。

(2) 多様な住まいの確保

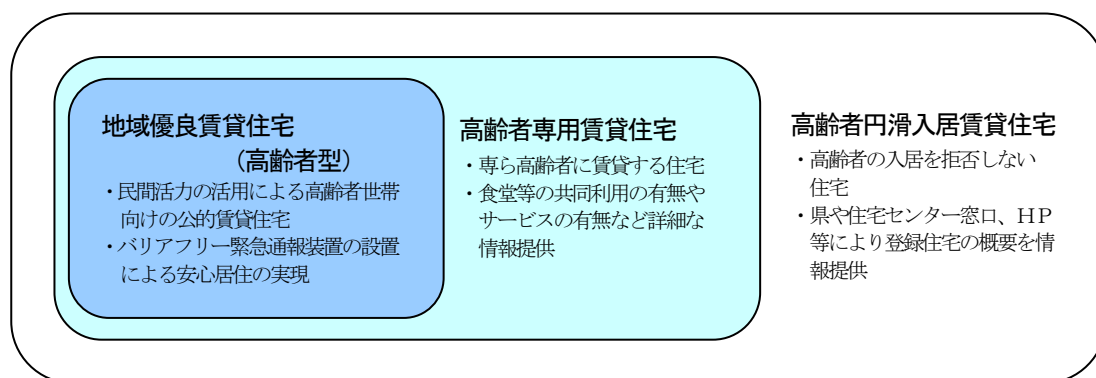
〈将来像〉

高齢者専用の賃貸住宅や高齢者対応の公営住宅など高齢者が安全、安心に暮らすことができる住まいが確保されているとともに、住宅のバリアフリー化が進んでいる。

〈取組みの方向性〉

- ① 地域優良賃貸住宅（高齢者型）などの供給の促進
「石川県住生活基本計画」（計画期間：平成18年度～平成27年度）に基づき、高齢者の加齢状況に応じて選択できる多様な居住施設として、シルバーハウジングや地域優良賃貸住宅（高齢者型）などの供給を促進します。
- ② 高齢者専用賃貸住宅などへの入居支援体制の構築の推進
高齢者であることを理由に入居を拒否しない「高齢者専用賃貸住宅」、「高齢者円滑入居賃貸住宅」の情報の登録や提供及び入居の相談に応じる窓口の設置など入居支援体制の構築を進めます。
- ③ 高齢者対応の公営住宅の整備とバリアフリー化の促進
高齢者対応の公営住宅の整備を継続するとともに、既存の住宅にバリアフリーアドバイザーを派遣し、住宅の高度なバリアフリー化を促進します。

〈参考〉高齢者向け賃貸住宅のイメージ（県住生活基本計画より）



(3) 高齢者の見守りや支援体制の充実

〈将来像〉

高齢者が住み慣れた自宅や地域において、安心して暮らし続けられるよう、地域社会全体で見守りや適切な支援を行う体制が整備されている。

〈取組みの方向性〉

- ① 地域包括支援センターを中心にした高齢者見守りネットワークの構築
地域包括支援センターを中心に、民生委員や自治会、ボランティア、介護事業従事者など幅広い住民の参加により、認知症高齢者などへの見守りや声かけ、そして支援する見守りネットワークの構築を促進します。
- ② ボランティアや老人クラブ活動等への支援
支援を要する高齢者を継続的かつ定期的に支えるボランティア活動への支援や一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が孤立することのないよう、老人クラブが行う活動等を通じ、地域における仲間づくり、連帯づくりを支援します。
- ③ 高齢者や家庭を支援する福祉サービスの充実
緊急通報装置の配置や配食サービスなど介護保険以外のサービスを充実させるとともに高齢者を介護する家族に対して介護の知識や技術の習得を行う介護教室や相談を行う家族介護支援事業を促進します。

(4) 療養生活を支える在宅医療の充実

〈将来像〉

在宅医療を求める患者のニーズに応えられるよう、かかりつけ医（在宅療養支援診療所*を含む）や調剤薬局、訪問看護ステーション等が相互に連携し、医療を提供する体制が確保されている。

※ 在宅療養支援診療所

在宅医療における中心的な役割を担い、必要に応じて他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等との連携を図りつつ、24時間往診及び訪問看護等を提供することができる体制を有する診療所

〈取組みの方向性〉

- ① 在宅医療提供機関の整備・充実
在宅医療の中心となる在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなど、在宅医療提供機関の整備・充実を図りながら、地域偏在の解消に努めます。
- ② 在宅医療ネットワークの構築
患者の症状の急変に対応できる入院機能を備えた医療機関など地域の関係機関が相互に連携して、在宅医療ネットワークを構築します。
- ③ 在宅医療従事者の確保と資質の向上
在宅医療に携わる医療従事者の確保と研修などによる資質の向上に努めます。